

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和7年12月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 14名

2. 出 席 委 員 14名にしてその氏名は次のとおり

1番	高橋 善一	2番	竹田 壮芳	3番	安達 芳紀
4番	佐藤 文好	5番	松田 繁徳	6番	浅野 厚司
7番	錦 礼子	8番	菊地 直子	9番	山岸 誠
10番	倉田 健三	11番	村越 竜仁	12番	朝倉 善則
13番	黒澤 ちよ子	14番	渡沢 寿		

3. 現地確認報告委員 1名にしてその氏名は次のとおり
最適化推進委員 高橋 義昭

4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 局長 山内 美穂
同 上 事務局 補佐 小川 正樹
同 上 農地係 長 嶋貫 信一郎
農 林 課 農政係 長 高橋 秀明

5. 付 議 事 件

日程第1	会議録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告について
日程第4	報第23号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5	報第24号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6	議第44号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第7	議第45号 非農地判断に対する可否について
日程第8	議第46号 南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について
日程第9	議第47号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見決定について

6. 会 議 の 要 領
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後1時30分）

令和7年12月18日付け南農委告示第15号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただ今出席されている委員は、14名全員であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

また、会議規則第3条の2の規定により、最適化推進委員 高橋義昭委員の出席を求めていますので、ご報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により、議長が指名いたします。

8番 菊地直子委員、9番 山岸誠委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 8番 菊地 直子委員
9番 山岸 誠委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとするにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第23号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、報第23号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

南陽市とその他の市町等をまたいで農業を経営する方の認定の場合は、広域認定となり県の認定となるため、3ページのとおり、山形県から南陽市に対し令和7年12月3日付け農経第587号で1件を認定農業者として認定した旨の通知がありました。それを受けて、2ページですが、南陽市長から本委員会に対し、令和7年12月4日付け農第1095号で報告がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第23号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 報第24号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第24号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が2件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第24号について、ご説明申し上げます。

議案書は4ページになります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計6,519㎡を第三者へ貸借するため、合意解約するものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の畑 1,718㎡を中間管理事業を利用するため、このたび合意解約するものです。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声が有りますので、報第24号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第44号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第44号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件、賃借権設定1件の計3件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第44号について、ご説明申し上げます。

議案書は5ページと6ページになります。

はじめに、5ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆の畑 合計1,015㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑 258㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、6ページをご覧ください。賃貸借権設定の申請となります。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外7筆の田 合計12,008㎡について、新規の5年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。

はじめに、議第44号 1番の現地調査について、9番 山岸誠委員から報告をお願いします。

9番
(山岸誠委員)

昨日現地調査してまいりました。

作付けはされていませんでしたが草刈りなど管理されていました。

議長（高橋会長）

次に、2番と3番の現地調査については、鈴木雄一推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

12月22日に鈴木委員よりご報告をいただいております。

22日に現地を確認していただきまして、3番の▲▲の2筆については、作付けされていませんでしたが、草刈等の管理がされているということでした。その他の2番、3番の案件につきましては、全てが耕作され、周辺農地への影響がないことを確認したと報告いただきました。

以上です。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第45号「非農地判断に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第45号「非農地判断に対する可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の判断について、もとより国県から非農地判断を進めるよう通達がありましたが、本市では職員の手がまわらずになかなか手を付けることができませんでした。今年度、農地専門委員会の協力を得て着手しましたが、特に、農地専門委員会副委員長で▲▲地区の高橋義昭推進委員に現地調査いただくなど大変なご協力をいただき、このたび、17件69筆が非農地であることの判断について、提案するものであります。

事実を確認のうえ、非農地判断の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今提案されました、議第45号につきましてご説明します。
議案書7ページから9ページをご覧ください。

1番から17番につきましては、これまで実施してきた農地パトロールにおいて、山林化などにより再生困難と判定した農地について、令和3年4月1日付け農林水産省農地政策課長通知の「非農地判断の徹底について」により、農地台帳を整理することが求められており、南陽市農業委員会では初めて判断を実施するものです。

非農地判断の実施にあたっては、現地確認が困難である場合には、現況写真を撮影し保存する必要があります。そのため、高橋義昭推進委員が所有されているドローンを使っていただき、撮影された動画や画像などをもとに、非農地と判断できる農地の判定を行っていただきました。

今回は、▲▲から市道▲▲線を入れてすぐの北側部分89筆の調査を実施し、非農地と判断された議案書記載の69筆を総会へ上程したものです。

嶋貫農地係長

若干分かりにくい表現を含むかもしれませんが、経過をご説明します。

16番は、元々▲▲村、▲▲、▲▲という部落が共有している、部落有財産として地区で管理している土地がありました。それを市が買収しようとした時に、ある程度公共的な、市が管轄になる財産区という形で整理をしたうえで、市道に買い上げになったものです。

財産区と言うのは、戦前の昔、地区の共有財産だったものを市に引き継いで組織化したもので、南陽市にもいくつか正式な財産区があります。15番の▲▲財産区は、買収の時に登記をし、その半分を市が買い上げて、残ったものです。

大字▲▲となっているものは、そのまま昔から部落の財産として管理されているものです。

村の共有地だったものを正式に市が引き継いだか引き継いでいないかで表現が少し違くと、大まかに申し上げるとそういう形です。

通知は▲▲地区の区長さんにお出ししようと考えております。

議長（高橋会長）

その他質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、非農地であると判断することが妥当と認める委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案件については、非農地であると判断することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第8 議第46号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただいま上程されました、議第46号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年12月11日付け農第1143号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、賃借権設定22件、賃借権移転2件、合計24件に関する農用地利用集積等促進計画案について意見を求められましたので、提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただいま、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

小川事務局長補佐

ただ今提案されました、議第46号について、ご説明を申し上げます。

議案書は10ページから16ページまでとなっております。12ページをお開きください。賃借権設定となります。

1番については、▲▲の■■■■さんの▲▲字▲▲の「田」3,907㎡を、▲▲の■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間はR8.2.28からR18.2.29まで、賃料収受回数は10回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

以下、12ページの2番から15ページの22番までも同様に、貸付者から中間管理機構を介して、借受者に賃借権を設定するものになります。

時間の制約もありますので、詳細説明については省略させていただきます。ご了承ください。

次に、16ページをご覧ください。賃借権の移転となります。

1番については、▲▲字▲▲の「田」394㎡を、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんへ賃借権を移転するもので、契約期間はR8.2.28～R11.2.28まで、賃料支払回数は3回、賃料、年間賃料については記載のとおりとなっております。

以下、16ページの2番も同様に、賃借権または使用貸借による権利の設定を受けている者から中間管理機構を介して、借受者に賃借権を移転するものになります。

時間の制約もありますので、詳細説明については省略させていただきます。ご了承ください。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が3名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長）

それでは、始めに、議第46号 賃借権設定3番の案件について、審議いたします。

ここで、議長を交代いたします。

議長（黒澤ちよ子職務代理人）

議長を交代いたしました。

それでは始めに、議第46号 賃借権設定3番の案件について、審議いたします。

ここで、1番 高橋善一委員の退席を求めます。

……………高橋善一委員退席……………

議長（黒澤ちよ子職務代理人） これより審議に入ります。
ただいまの3番の案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（黒澤ちよ子職務代理人） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（黒澤ちよ子職務代理人） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの3番の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（黒澤ちよ子職務代理人） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（黒澤ちよ子職務代理人） ここで、1番 高橋善一委員の復席を求めます。

…………高橋善一委員復席…………

議長（黒澤ちよ子職務代理人） それでは、議長を高橋善一会長に交代いたします。

議長（高橋会長） 議長を交代いたしました。

議長（高橋会長） それでは、次に、議第46号 賃借権設定13番の案件について、審議いたします。
ここで、12番 朝倉善則委員の退席を求めます。

…………朝倉善則委員退席…………

議長（高橋会長） これより、審議に入ります。
ただいまの13番の案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

6番（浅野厚司委員） 賃借料についてです。13番の上の二筆と、下の二筆の金額の違いについて教えてください。

嶋貫農地係長 私からお答えします。
上段が、作付けされていない転作田になっているようです。下の二筆が作付けできるところで、参考賃借料の区分2を使用しているということで違いがございます。
以上です。

6番（浅野厚司委員） 分かりました。
議長（高橋会長） 外に質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの13番の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、12番 朝倉善則委員の復席を求めます。

……………朝倉善則委員復席……………

議長（高橋会長） 次に、賃借権設定19番と20番の案件について、審議いたします。
ここで、13番 黒澤ちよ子委員の退席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員退席……………

議長（高橋会長） お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの19番と20番の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、13番 黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員復席……………

議長（高橋会長） 次に、賃借権設定3番、13番、19番、20番を除く1番から22番までの18案件と、賃借権移転2件の、合計20案件について審議いたします。

議長（高橋会長） お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの20案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第9 議第47号「地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第47号「地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和7年12月10日付け農第1126号で、南陽市長から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、昨年度策定した地域計画の変更について意見を求められましたので、ご提案するものであります。
ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農林課高橋農政係長の補足説明を求めます。

高橋農政係長 南陽市農林課農政係長の高橋でございます。
常日頃、農林行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
早速ではございますが、議案の補足説明をさせていただきます。

本件につきましては、農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる「地域計画」を変更するにあたり、同第6項の規定により、あらかじめ農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴くことと定められていることから、貴委員会より意見を頂戴するものです。

地域計画につきましては、令和7年3月に当初計画を策定したのですが、状況に応じて変更が必要とされています。

また、最低でも年1年の見直しが望ましいとされており、本市では、これを定期見直し、定期更新と呼んでおります。

この定期見直しは、当初策定時と同様、地区ごとに農家の方や関係機関を参集し協議頂き、その結果を基に計画を変更するものです。

このほか、転用等に伴う地区除外など、年3回の臨時の見直しを想定しており、これは申し出があった場合に限り計画変更手続きを行うものです。

この場合は、実際に農家の方に集まっていたくのではなく、ホームページ掲載するなどして地元協議を行うことを原則としています。

なお、8月に一度ご説明させていただいておりますが、▲▲地区について実際に1回変更を行っています。

今回協議いただく本件につきましては、定期見直しによるものであり、11月4日から11月28日にかけて市内8地区で協議頂いた結果を受け、計画を変更するものです。

なお、農業委員の皆様には、これら協議の場にご参加いただくなど、多大なる協力を賜っておりますこと、この場をお借りまして重ねて感謝申し上げます。

次に具体的な変更内容についてご説明いたします。

協議の場においてもご説明しておりますが、主な変更内容は以下のようになっています。

①目標地図、統計等の元データは農地台帳であり、この更新に合わせて、土地の情報(例えば分、合筆、面積等、相続等に伴う所有者)、賃貸借などの情報が更新されています。

②農地パトロールで非農地判断とされたものについて対象農地から除外しています。

③農業を担う者について、当初は農地台帳を基に個人単位で記載しておりましたが、原則として世帯単位に修正しています。

④事業者からの届け出に基づき、用途変更又は地区除外しています。

▲▲地区(▲▲) 農業用施設用地への変更(6,068㎡)が1件、

▲▲地区(▲▲) 市道用地として除外(80㎡)が1件です。

⑤協議の場の意見を参考に、計画の文言、担う者の名義について修正しています。

⑥これらの修正に伴い、「区域の状況」等の数値が変更されています。中段の左側に変更前と書いてある箇所です。

高橋農政係長

主要な変更事項は以上であり、比較的軽微な変更内容と考えております。

ただし、特に目標地図関連の修正箇所数は多数になると思われます。個別案件につきましては別途ご照会いただきたいと存じますのでご了解願います。

説明は以上となりますので、ご協議くださいますようお願いいたします。

議長（高橋会長）

これより、審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

議長（高橋会長）

これは各地区の変更について書いてあるかと思いますが、どこが変更になったのか非常に分かりにくいので、変更になったところが分かりやすいように出していただければと思います。軽微な変更だということですけども、もっと分かりやすく表示する方法はないでしょうか。

高橋農政係長

検討します。

6番

（浅野厚司委員）

変更前と書いてある部分について変更になったというのは分かります。その他に、例えば地域農業の現状及び課題という欄については、ここだけ見ると変わっていないように見えます。変わっていなければそれで良いのですが、変わったのであれば変わったことが分かるように書いていただけるとありがたいです。

また、課題に対しての目標というところについても、どれだけ達成したのか、どういうことをしたのかという項目がないと、何をしたのか見えないのではないかと思います。

変更というのが数字だけを変更していくのか、目標が達成したならそういった部分も更新していくのか、そういった点をもっと分かれば良いように思います。これだと毎年数字だけを変えていって、実際現実とは動いていかないのではないかと懸念があるので、目標を達成したなら次の目標を立てる、または課題を一つ一つつぶしていくなどが見えるようなものであれば良いと思いますので、そういった形をお願いできればと思います。

高橋農政係長

地域計画の計画書の様式自体は国の方で定めていますが、その内容について工夫は可能かと思えます。しかし、数値目標として表現できるものとできないものが様々あるかという課題もあります。その設定につきましても、次回の協議の場等で、地元の方々と協議して内容を詰めていければと考えていますので、ご意見を参考にさせていただき、検討していきたいと思えます。

議長（高橋会長）

その他質疑、意見はございますか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、いただいた意見を添えて計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、いただいた意見を添えて計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和7年12月18日付け南農委告示第15号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時15分）